

2019年1月

開示府令の改正案 ～有価証券報告書等の様式の改正～

弁護士 井上 貴美子

2018年6月28日に公表された金融庁金融審議会の「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(以下「本報告書」という。)では、(1)「財務情報」及び「記述情報(非財務情報)」の充実、(2)建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の充実及び提供、並びに(3)提供情報の信頼性・適時性の確保など様々な提言が行われた。

2018年11月2日に公表された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案(以下「本改正案」という。)では、かかる提言を踏まえ、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、有価証券届出書などの様式の改正案が盛り込まれている。

本ニュースレターでは、本改正案の主な項目について上記(1)から(3)に沿って概観する。

1 はじめに

本報告書は、企業情報の開示を、投資家の投資判断の基礎となる情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資金配分を実現するための基本的インフラと位置づけている。そして企業情報の開示がこのような役割を十分果たしていけるよう、有価証券報告書における開示を念頭に、会社法や上場規則による開示その他の開示との関係に配慮しつつ、企業情報の開示の包括的な検討を行っている。その結果、上記(1)から(3)などの提言が行われた。

本改正案は本報告書における提言を踏まえ有価証券報告書等の様式を改正するものであり、概ね以下の内容が盛り込まれている(本ニュースレターでは、有価証券報告書の様式改正のうち実務上特に注目すべきと思われるものについて概観する。)

- ① 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において、経営方針・経営戦略等に関する経営者の認識の説明を含めた開示を要求するなど、当該項目の記載内容の見直し。
- ② 「事業等のリスク」において、リスクが顕在化する可能性の程度や時期の開示を要求するなど、当該項目の記載内容の見直し。

- ③ 「コーポレート・ガバナンスの状況等」の記載項目の整理・充実(「監査の状況」、「役員の報酬等」や「株式の保有状況」といった小項目を新たに設け、監査役会等の活動状況、役員の業績連動報酬に関する情報や政策保有株式の保有の合理性の検証方法などの記載を要求)。

このうち、①及び②は上記(1)の提言を、③は上記(2)及び上記(3)の提言をそれぞれ踏まえたものである。

2 本改正案の内容

(1) 「財務情報」及び「記述情報(非財務情報)」の充実

本報告書では、財務情報及び財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実させることで、投資家の企業に対する理解を深め、投資家と企業の建設的な対話を促進し、ひいては企業の経営の質を高め、企業が持続的に企業価値を向上させることを期待している。これを受けて本改正案では、有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」や「事業等のリスク」などの開示の見直しが行われた。

A. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」欄には、経営方針・経営戦略等を定めている場合においてその内容を記載すること、経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題についてはその内容、対処方針等を具体的に記載することなどが求められている。ところが、本報告書によれば、日本企業の経営戦略に関する開示は全体的に、企業の中長期的なビジョンに関する具体的な記載が乏しい、MD&Aやリスク情報との関連付けがないなどの指摘があった。そこで本報告書は、企業の目的と経営戦略、ビジネスモデルについて、取締役・経営陣が積極的に自らコミットしてその見解を示すことが必要であること、投資家が適切に理解できるよう経営戦略の実施状況や今後の課題もしっかりと示しながら、MD&Aやリスク情報などとも関連付けて、より具体的で充実した説明がなされるべきであることを提言している。

これを受けて本改正案では、経営方針・経営戦略等の記載に当たっては、連結会社の経営環境(例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含めること、及び事業の内容と関連付けた記載とすることを求めている。また、対処すべき課題については、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についてその内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載することを求めている。

B. 事業等のリスク

有価証券報告書の「事業等のリスク」欄には、事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して、具体的に、分かりやすく、かつ簡潔に記載することなどが求められている。ところが、本報告書によれば、日本企業のリスク情報に関する開示は全体的に、一般的なリスクの羅列となっており、経営戦略やMD&Aとリスクとの関係が明確ではなく、投資判断に影響を与えるリスクが読み取りにくいなどの指摘があった。そこで本報告書では、経営者の視点からみたリスクの重要度の順に、発生可能性や

時期・事業に与える影響・リスクへの対応策等を含め、企業固有の事情に応じたより実効的なリスク情報の開示を促していく必要があるとの提言がなされた。

これを受けて本改正案では、事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策などを具体的に記載すること、記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載することなどが求められている。

(2) 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の充実及び提供

A. 記載項目の整理

現行様式上、「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項目は、下表左列の小項目に沿って記載することが求められている。本改正案では、小項目を下表右列のように改めることが提案されている。

現行様式	本改正案
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	(1) コーポレート・ガバナンスの概要
(2) 監査報酬の内容等	(2) 役員の状況
	(3) 監査の状況
	(4) 役員の報酬等
	(5) 株式の保有状況

B. 役員の報酬等

本報告書によると、報酬体系が企業価値の向上に向けた役員の適切なインセンティブとして十分機能しているか否かは、企業の中長期的な成長期待を判断する要素の1つとして、投資判断や対話において重要である。そこで、役員の報酬内容や報酬体系と経営戦略や中長期的な企業価値向上との結び付きを検証できるよう、また、実際に報酬がインセンティブとして機能しているか等を確認できるよう、さらには、報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックが可能となるよう、役員報酬の開示の充実を図るべきであるとの提言がなされた。本改正案は、これを受けて、新たに「役員の報酬等」という項目を設け、記載内容の具体化を図っている。

現行様式上は、主に提出会社の役員の報酬等について、役員区分ごとに報酬等の総額、種類別の総額、対象役員の数数を記載すること、連結報酬等の総額が1億円以上の役員ごとに氏名、役員区分、連結報酬等の総額、種類別の額を提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること、並びに報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法(当該方針を定めていない場合はその旨)を記載することが求められている。これに対し、本改正案では、提出会社が上場会社等である場合に、その役員の報酬等について、概ね現状の記載に加えて、以下の記載を求めている。

- ・ 報酬等に業績連動報酬が含まれる場合で、業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めている場合は、当該方針の内容。また、業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び業績連動報酬額の決定方法。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績。
- ・ 報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合は、当該方針の内容。
- ・ 報酬等に関する株主総会決議がある場合は決議年月日、ない場合は定款で定めている事項の内容。
- ・ 報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の情報(氏名又は名称、権限内容、裁量の範囲)、当該方針の決定に関与する委員会等(任意に設置するものを含む。)が存在する場合は、その手続の概要。
- ・ 当事業年度の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容。

C. 株式の保有状況

現行様式上は、政策保有株式のうち資本金の1%超の銘柄(左記に該当する銘柄数が30未満の場合は、保有額上位30銘柄)について銘柄名、保有株式数、保有目的などを記載することが求められている。ところが、本報告書によれば、日本企業の政策保有株式に関する開示は、保有目的の説明が定型的かつ抽象的な記載にとどまっており、保有の合理性・効果が検証できないなどの指摘があった。そこで本改正案では、新たに「株式の保有状況」という小項目を設け、記載内容の具体化・充実を図っている。例えば、提出会社が上場会社等である場合、政策保有株式の保有方針及び保有の合理性を検証する方法の記載や個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容の記載を求め、また、個別開示の対象となる銘柄数を最少30銘柄から最少60銘柄に拡大している。

(3) 提供情報の信頼性・適時性の確保

本報告書は会計監査に関する情報が、株主による監査人の選解任の判断のみならず、投資判断の基礎となる財務情報等の信頼性確保の観点からも重要であることから、会計監査に関する情報の充実を図るべきであることを提言している。また、監査役会等の活動の実効性の判断のために必要とされる情報も併せて開示されるべきであることなどを提言している。これを受けて、本改正案では、上記(2)A.のとおり「(3)監査の状況」という小項目を「コーポレート・ガバナンスの状況等」に設け、現行様式上求められている監査報酬や監査役監査の組織、人員、手続等の開示に加えて、当事業年度の監査役及び監査役会に関する開催頻度、主な検討事項等の活動状況の記載や会計監査の継続監査期間などの記載を求めている。

3 改正の施行・適用時期

本改正案は、2018年11月2日に公表された後、同年12月3日までの意見募集期間を経て、本稿執筆現在最終版の公布・施行を待つ状態である。本改正案による改正後の様式の適用開始時期は、開示書類の種類や項目等によって異なり、例えば、上記2(1)で紹介した「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」と「事業等のリスク」の項目並びに上記2(3)で紹介した監査役会等の活動状況及び会計監査の継続監査期間に関する記載は、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用される予定である(ただし、2019年

3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から任意に適用することができる。)。また、上記2(2)で紹介した「役員の報酬等」と「株式の保有状況」の項目は、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用される予定である。したがって、3月決算の上場会社の場合、2019年3月期に係る有価証券報告書(通常は2019年6月に提出される。)から改正後の様式が一部適用されることが見込まれる。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 井上 貴美子(kimiko.inoue@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
 - Capital Markets Legal Update 発行責任者
弁護士 広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦